

私立高等学校等就学支援金の手続きには 保護者等のマイナンバー確認書類が必要となります


東京都私学部私学振興課

私立高等学校等就学支援金制度は私立高等学校等に通う生徒の保護者等の授業料負担を軽減する制度です。受給を希望する場合は申請が必要になりますが、申請時に保護者等のマイナンバー確認書類を提出する必要があります。申請方法の詳細については、4月に学校を通じて改めてお知らせいたしますが、申請を予定している方は、事前にマイナンバー確認書類をご準備いただけますと申請手続きがより円滑に進められます。

■マイナンバー確認書類とは？

マイナンバーが記載された書類のことです。

就学支援金の手続きでは、以下の①②のうち、いずれか1点を提出していただきます。

① マイナンバーカードのコピー（両面）	② マイナンバーが印字された住民票の写し
	

※注意

『通知カード』が提出された場合は、
審査ができませんのでご注意ください。



■マイナンバー確認書類はだれのものが必要？

- ・保護者全員分のマイナンバー確認書類が必要です。生徒本人のマイナンバー確認書類は不要です。

■マイナンバーはどのような目的で使用するのか？

所得判定を行う際に必要となる住民税情報を取得するために使用します。以前は申請者が年度ごとに課税証明書を取得して提出する必要がありましたが、申請者の負担を軽減する観点からマイナンバーを使用して東京都が税情報の照会を行います。

■マイナンバー確認書類を準備する際の注意事項は？

提出する書類	注意事項
① マイナンバーカードの場合	・新規でマイナンバーカードを作成する場合は一定の期間を要します。予めお住まいの区市町村のホームページ等でご確認ください。
② マイナンバーが印字された住民票の写しの場合	・区市町村の窓口でマイナンバーが印字された住民票の写しを請求してください。なお、発行時に手数料がかかります。 ・コンビニ交付ではマイナンバーを印字した住民票の写しは発行できない場合がありますのでご注意ください。 ・運転免許証などの本人確認書類の写しも合わせて提出が必要となります。

※やむを得ない事情で保護者等のマイナンバー確認書類を提出できない場合は在学する学校にご連絡いただき、申請方法を確認してください。

※税申告が済んでない場合は、マイナンバー確認書類の提出があっても税情報を取得することができず所得審査を完了することができませんのでご注意ください。（控除対象配偶者の税申告は不要です。）